

皇學館大学と鳥羽商船高等専門学校との包括連携に関する協定について

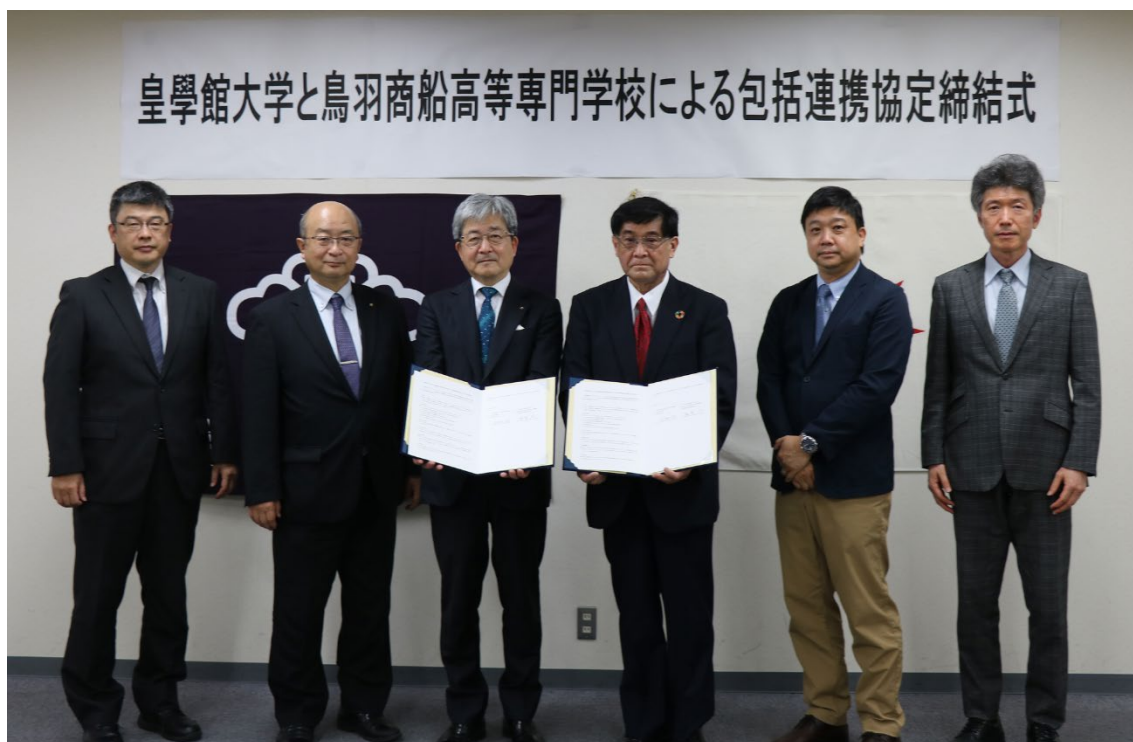
本学と鳥羽商船高等専門学校は、相互の連携により、文理の枠にとらわれず、分野横断的な視点から、実社会での課題を発見・解決し、新たな社会的価値を創造する資質・能力を持った人材の育成 (STEAM 教育) を推進することを目的に、下記の通り、連携協定を令和 4 年 6 月 24 日 (金) に締結いたしました。

1. 協定名称

皇學館大学と鳥羽商船高等専門学校との包括連携協定に関する協定書

2. 連携項目

- (1) 共同教育及び共同研究等の実施とこれに伴う学生・教職員の交流
- (2) 小中学校への出前授業の共同実施
- (3) 地方創生事業 (地域振興事業) の共同実施
- (4) 両者が相互に関心を有する分野における情報及び資料の提供
- (5) 国際交流に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項



皇學館大学と鳥羽商船高等専門学校との包括連携協定に関する協定書

皇學館大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「乙」という。）は、教育及び学術研究並びに地域連携上の協力関係を推進するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携・協力のもと、文理の枠にとらわれず、分野横断的な視点から、実社会での課題を発見・解決し、新たな社会的価値を創造する資質・能力を持った人材の育成（STEAM教育）を推進することを目的とする。

（交流事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- （1）共同教育及び共同研究等の実施とこれに伴う学生・教職員の交流
- （2）小中学校への出前授業の共同実施
- （3）地方創生事業（地域振興事業）の共同実施
- （4）両者が相互に関心を有する分野における情報及び資料の提供
- （5）国際交流に関すること
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（交流の実施）

第3条 前条に係る交流事項を実施する際において、費用負担等については、事前に甲と乙が協議するものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲と乙は、本協定書に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく、第三者に対して開示漏えいまたは本交流目的以外に使用してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の6カ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

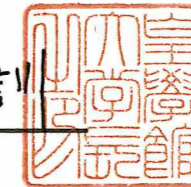
本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲と乙それぞれが署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和4年6月24日

三重県伊勢市神田久志本町1704番地
（甲） 学校法人皇學館
皇學館大学長

三重県鳥羽市池上町1番1号
（乙） 独立行政法人国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校長

河野 訓



和泉 亮

